

壱岐警察署協議会第3回会議議事概要

日 時	令和2年7月29日（水）14時00分～15時45分
場 所	壱岐警察署講堂
出 席 者	1 協議会 岡田会長 市山委員 上川委員 山口委員 吉田委員 2 警察署 古賀署長 大庭副署長 松本地域交通課長 今村刑事生活安全課長 3 書 記 警務係長
会 議 の 状 況	1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会の提出意見「横断歩道付近における歩行者妨害の取締り強化及び歩行者を交通事故から守るための広報活動の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。 (1) 交通指導取締りの推進 通学児童などの歩行者が多く利用する路線や時間帯などを選定し、歩行者保護義務違反に重点を置いた取締りを実施した。 (2) イベントや交通安全講話における広報活動の推進 イベントや交通安全講話などにおいて、横断歩道では手のひらを車の運転者に示して横断の意思を示す「手のひら運動」のチラシや反射材の配布、交通事故の発生状況の説明、反射材着用の呼び掛け等を実施した。 (3) 街頭活動の強化 歩行者の交通事故防止のため、信号機のない横断歩道が設置された交差点で交通監視、駐留警戒等を行い、横断歩行者妨害の取締りを強化した。 (4) 小学生児童に対する広報活動 子供たちの交通事故防止や犯罪被害防止のために必要な内容を記載した「こどもたちの安全マニュアル」を作成し、今春、壱岐市内の全小学校の児童に対して配布した。 (5) ミニ広報紙による広報 各駐在所が発行しているミニ広報紙に「手のひら運動」を掲載してドライバーに対する注意喚起等を行った。 (6) 横断歩道の視認性確保等 視認性について意見があった石田町の横断歩道について現場確認を実施した。 ア 植栽があり、横断者が見えにくかったことから、植栽の管理者に対し、横断歩道の視認性の確保について協力依頼し対応してもらった。

イ 道路管理者である壱岐振興局に対し、左折帯に減速マークの表示をしてもらうよう依頼した。

ウ 横断歩道の予告標示が薄くなっていたことから本年度中に警察本部へ標示し直すよう上申することとした。

2 令和2年1月から3月までの業務重点推進結果について署長から、次のとおり説明があった。

(1) 特殊詐欺の被害防止対策

ア 特殊詐欺の発生や不審電話を認知した際の迅速な情報提供

(ア) 新たな手口による特殊詐欺被害発生時における号外ニュースの発出

(イ) 壱岐市メールサービスを活用した広報の実施

イ 自治体と連携した特殊詐欺撃退装置の設置促進

(2) 交通安全対策の推進

ア 交通安全教育の推進

(ア) 高齢者に対する交通安全指導の実施

(イ) 企業に対する交通安全講話の実施

イ 携帯電話使用違反及び座席ベルト装着義務違反に重点的を置いた交通指導取締りの推進

ウ 交通安全施設の整備及び見直しの推進

(3) 110番通報の適切な利用促進

ア 広報キャンペーンの実施

イ ミニ広報紙による広報の実施

ウ 各種会合を利用した広報活動の実施

3 令和2年4月から6月までの業務重点推進結果について署長から、次のとおり説明があった。

(1) 少年非行及び犯罪被害防止対策の推進

ア 少年の犯罪被害防止対策の推進

イ 学校や教育委員会との連携

(ア) 教育委員会及び各小・中学校との情報共有体制の構築

(イ) 登下校時における警戒の強化

ウ 街頭補導及びキャンペーン活動の実施

エ 少年に対する防犯講話等の実施

(2) 交通安全対策の推進

ア 新入学期における子供の交通事故防止対策の推進

(ア) 児童に対する交通安全教室の実施

(イ) 児童に対する自転車の運転指導

(ウ) 速度超過、一時不停止、携帯電話使用、歩行者保護義務等の違反に重点を置いた交通指導取締りの実施

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 昨年1年間で1回以上交通事故を起こした高齢者に対する交通安全指導及び運転免許証自主返納の呼び掛けの実施

(イ) 薄暮夜間等の歩行者に対するチラシ・反射材配布の実施

ウ 交通安全施設の点検の推進

(3) 災害対策の推進

ア 災害危険予想箇所の現場確認

- (ア) 災害危険予想箇所の現場確認
- (イ) 各種災害発生時に壱岐市保有施設を警察署の代替施設として使用するための協定書の締結
- イ 各種訓練の実施
 - (ア) 大規模災害を想定した救難訓練の実施
 - (イ) 発動発電機及びバルーンライト設置訓練の実施
 - (ウ) 大規模災害発生想定時におけるライフライン、交通網の機能維持を目的とした情報伝達訓練の継続的实施
- ウ 広報活動の実施
 - (ア) 梅雨時期の防災対策に関する記事を掲載したミニ広報紙の発行
 - (イ) 壱岐市防災無線を活用した公共告知放送の実施
- 4 令和2年7月から9月までの業務重点推進計画について
署長から、次のとおり説明があった。
 - (1) 夏期における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進
 - ア 夏休み期間中の街頭補導活動の強化
 - イ 少年非行防止教室等の開催
 - ウ 少年が被害に遭うおそれのある犯罪被害防止対策の積極的な広報
 - (2) 交通安全対策の推進
 - ア 夏及び秋の交通安全運動に伴う各種対策の推進
 - イ 各種団体と連携した安全対策の推進
 - ウ 街頭活動の強化
 - (3) 水難事故防止対策の推進
 - ア 水難事故に対応する体制の確立
 - イ 水難事故防止に向けた取組
- 5 諮問テーマへの協議会の答申に対する推進状況について
署長から、前回協議会の諮問テーマ「鍵掛け運動を徹底させるための方策」への答申に対する推進状況について、次のとおり説明があった。
 - (1) 各種会合、イベント等を活用した広報活動
 - ア 警察官が、神社の節分イベント等の地域行事や高齢者等が集う会合に参加して、鍵掛けの励行を呼び掛けた。
 - イ 署員が、新たに作成した犯罪なく3ば運動（カギかけんば、ひと声かけんば、見守りせんば）及び「安全横断手のひら運動」をプリントした広報用Tシャツを着用して、壱岐の島新春マラソン大会に参加した。
 - (2) パトロールカードによる広報啓発活動
地域住民の「鍵掛け」意識向上を図るため、各地域ごとの方言を交えた「鍵掛け」を呼びかけるパトロールカードを作成、配布した。
 - (3) 生活安全ニュースを活用した広報
 - ア 本年2月、年金支給日に現金自動預け払い機（ATM）が設置されているスーパーなどで実施した特殊詐欺被害防止キャンペーンに併せて鍵掛けの重要性について広報を実施した。

	<p>イ 巡回連絡を始めとする警察活動時における広報、生活安全ニュース（号外）の発行、防犯キャンペーン等あらゆる機会を活用した広報を実施した。</p> <p>6 諮問テーマに対する答申について</p> <p>署長から、協議会に対して諮問があり、協議会から次のとおり答申があった。</p> <p>(1) 諮問テーマ</p> <p>高齢者の交通事故防止に向けた効果的な手段・方法について</p> <p>(2) 協議会からの答申</p> <p>岡田会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。</p> <p>ア 速度違反に重点を置いた交通違反取締りの強化</p> <p>イ 安全確認を徹底させるための指導の強化</p> <p>ウ シルバーマークを装着させるための広報活動の推進</p>
提出意見	<p>○ 自転車を含めた交通マナー向上対策の推進</p> <p>交差点を内回りして曲がる車の運転者や運転マナーが悪い自転車の運転者をよく見かけるので、指導取締りのほか、講話等を通じた指導を実施して欲しい。</p>
その他	<p>本会議は、協議会委員の全会一致により公開と決定された。</p>